

清水町公式フェイスブック活用ガイドライン

町民の生活における利便性の向上や安全安心のまちづくり、さらには、豊かな自然や食、イベントなど、町の魅力を発信するとともに、相互の情報交流を図るなど、まちづくりを進めるために「自治体の情報力」は、今後より一層重要なキーワードになってきています。

自治体・企業等では、新たな情報媒体として「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」が、加速度的に広がりを見せ、それぞれの成果を発揮しています。

そこで、清水町においても、情報発信のさらなる向上のために、広報しみず、町ホームページに次ぐ第3の広報媒体として、SNSの代表的なコンテンツである「フェイスブック（以下「FB」という）」を導入します。

FBは、「即時性」のある情報発信手段の一つであり情報共有・交換を行うことが可能です。

一方で、情報の取り扱いには、より慎重にリスク対策を行わなければならない面があります。そこで、清水町職員（以下「職員」といいます。）が、FBを適切かつ有効に活用できるよう、基本的な考え方や留意点を明確にする「清水町フェイスブック活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定します。

1 ガイドラインの必要性及び目的

FBは、有効な情報伝達手段である一方、不用意な情報発信等により町政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらのリスクを回避する必要があります。そのリスク回避と、より有効なFB活用実現のためにガイドラインを策定します。

2 FB活用に当たっての基本原則

- (1) 清水町職員としての自覚と責任を持つ
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び処務規程等にある職務の根本理念や個人情報の取り扱いなど町職員として関わる全ての規程等を遵守する
- (3) 他の利用者の基本的人権、著作権等を侵害しないように十分留意する
- (4) 正確で、誤解を与えない情報発信に努める
- (5) 他の利用者とトラブル等が起きないように冷静・誠実な対応を心がける
- (6) 次に掲げる情報は発信しない
 - ① 職務上知り得た秘密情報（一般的に知られていない、知らせてはいけない情報）
 - ② 重要施策の意思形成過程における情報（検討中の素案、それに対する個人

的な意見など)

- ③ 清水町及び他者の権利を侵害する情報
- ④ 不敬な（相手を馬鹿にしたり、悪口など）言い方を含む情報
- ⑤ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ⑥ 違法行為又は違法行為をあおる情報
- ⑦ 単なる噂やそれを助長させる情報
- ⑧ わいせつな内容を含む情報
- ⑨ その他公序良俗に反する一切の情報

3 FBによる情報発信（投稿）に関するガイドライン

各職員の判断で情報発信することになるので、発信する内容の決裁は原則不要とします。内容によっては所属長と協議・決裁を行います。

職場のパソコンや個人所有のスマートフォンから投稿します。

（1）掲載

- ① 清水町の現況を伝える投稿
- ② 清水町の豊かな自然や景観、産物等を伝える投稿
- ③ 清水町民が元気に多方面で活躍する姿や声を伝える投稿
- ④ 清水町の豊かな文化や歴史を紹介する投稿
- ⑤ その他、清水町の魅力発信につながる投稿

（2）投稿の基本ルール

- ① 投稿はフェイスブックアカウント所持する者が直接投稿し、投稿内容を明確にし、簡潔なコメント（記事）とします。
- ② 写真は、投稿者自身が撮影したものとします。投稿内容に関連するテーマで、比較や参考などのために必要な場合は、町外の写真も投稿できます。
- ③ 写真枚数の制限はありません。人の顔が写っている写真は、投稿前に必ずその人の承諾を得てください。帽子やサングラス、撮影距離・角度などで被写体の人物が誰とは判別できない写真は、この限りではありません。
- ④ 想いを込めて書き込む。事務的な書き込みではなく、「お伝えしたい！」という想いを込めて投稿する。
- ⑤ タイムリーな情報発信を目指す。終了した事業やイベント等のお知らせも大切ですが、事前告知や事業実施中のリアルタイムな情報発信で、よりリアリティーある投稿を心がける。

（3）禁止投稿

次項目の禁止事項に掲げるほか、運用管理責任者がページ運用上、不適切と判断した投稿は、投稿者の意思に関わらず削除する場合があります。

- ① 特定の国や地域、民族、企業、団体、個人を誹謗・中傷する投稿

- ② 人権侵害や差別にあたる投稿
- ③ 嫌悪感を抱かせたり卑猥な表現を含む投稿
- ④ 営業、宣伝、広告のほか、宗教活動、政治活動を目的とする投稿
- ⑤ 法律、法令に違反、あるいは違反をそそのかす内容を含む投稿
- ⑥ 商標権、著作権、肖像権を侵す恐れがある投稿
- ⑦ 個人情報that判別できる投稿
- ⑧ なりすましや、存在しないメールアドレスを記載した投稿

(4) 投稿、コメントへの対応

投稿者からの町に対する意見や質問には返信します。

SNS の一つの特徴は双方向性であるため、コメントが書かれた場合には返信します。(原則として、役場開庁時間に返信)。すぐに判断できない内容については、一次的にその旨を記載し、内容を協議後改めて返信する。業務上コメント対応できない場合は、その旨を記載します。

当ガイドラインに照らし合わせ、不適切なコメント等の書き込みがある場合は、企画課及び職員相互の判断によりそれらを削除します。

5 免責事項

投稿する情報以外のコメント等で損害を受けたり紛争になった場合は、当事者同士あるいは自分の責任で解決してください。また、投稿中の送信事故、データ破損等も同様とします。

- (1) 清水町は、本ページにおける情報の正確性、安全性には細心の注意を払いますが、それを保証する義務は負いません。
- (2) 清水町は、閲覧者が本ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (3) 清水町は、閲覧者により投稿（コメント・写真・動画等）されたコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (4) 清水町は、本ページに関連して、閲覧者間又はその閲覧者が第三者との間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

6 知的財産権

ページ上に掲載される投稿写真等に関わる知的財産権（著作権、商標権などすべての権利）は、町に帰属します。ただし、投稿写真等を町が加工・編集して町公式ホームページ、広報紙などの印刷物に無償で転載、使用について、投稿者は予め承諾しているものとします。町は転載、使用した投稿写真等を第三者に貸与、譲渡しません。

7 アカウント情報

- (1) アカウント名 北海道清水町
- (2) 運用者 清水町

8 運用者情報

- (1) 運用者 清水町
- (2) 運用管理責任者 企画課
- (3) 投稿掲載担当 企画課広報広聴係
- (4) 問い合わせ先 T E L : 0156-62-2114 F A X : 0156-62-5116
e-mail:koho@town.shimizu.hokkaido.jp

7 その他

この運用方針は、平成 30 年 6 月 15 日から適用する。FB を運用しながら、随時改善等を進めていく。

平成 30 年 6 月 15 日

令和 5 年 10 月 19 日改正